

5 法律知識ベースの基礎的研究

5. 1 法的知識の一般的構造

明治学院大学法学部教授

吉野 一

5. 1. 1 はじめに

吉野が提唱している論理法学の立場から、法的知識の一般的構造について要約的に述べる。それはここでは主として基本的諸テーゼを定立する形で示される。各テーゼの妥当性は、具体的な法的知識の分析によって検証されよう。

5. 1. 2 法的知識の淵源と生成

法学では、法源あるいは法の淵源という言葉が用いられる。法源として、制定法、判例法および慣習法が挙げられている。そして学説および条理の法源性が議論されている。法の淵源は、ドイツ語のRechtsquelleの翻訳である。これは、法学の初学者には理解するに難しい概念である。それは、従来、法の現象形態あるいは存在形態のことであると説明されてきた。

論理法学は、(規範的意味としての)法が一つの实体として実在することを否定する。紙に印刷された法律の条文の文字列は存在するが、それは法を表現するものであって法自体ではない。(文字列としての判決は存在するが、それ自体は判例法ではない。)新しい事件に対して適用されるべき規範的意味としての法は、論理法学においては、こうした文字列から解釈者、とりわけ裁判官が自己の頭の中に構成して作り出すものであると理解される。

論理法学は、法の淵源という言葉ではなく、法的知識の淵源という言葉を用いる。法典、判決、そして確認される慣習は、法的知識の淵源である。学説および確認される常識・条理も法的知識の淵源となる。裁判官は、こうした知識の淵源から法的知識の体系を前もって頭の中に生成しており、また新しい事件に対してはさらに補充的に必要な法的知識を構成し、それを適用して事件に対する法的判断を導出するのである。

従って、法律知識ベースシステムは、次のようであるべきである。

- ①法的知識の諸淵源を搭載している、
- ②法的知識の体系を前もって生成し、搭載しておく、そして
- ③新しい事件に対して必要な法的知識を生成する機能を有する。

5. 1. 3 法的知識の構成要素

5. 1. 3. 1 法的知識のプリミティブ

法的知識は次の三つの要素から分析され、構成され得る。

- ①法命題
- ②効力
- ③推論規則

論理法学はこの三つの概念から法的知識の構造を解明しようと努力する。

「法命題」は論理学における「命題」に対応する。法命題は、要素法命題とそれらの論理的結合（論理語による結合）からなる。

法命題には、法的規則を表現する法命題と法的事実を表現する法命題の区別も成り立つ。

わたしはかつて「法規範文」を法的知識のプリミティブと捉えたが、法的事実についての言明もまた法的知識を構成するから、法命題という概念の方が、これを包含することができ、より適切である。

5. 1. 3. 2 効力

法的世界では、「効力」の概念が決定的に重要である。効力ある法のみ事件を解決するための法的推論において適用され得る。法命題は効力があるか、さもなければないかである。効力の否定は無効である。両者の間には二値の (bivalent) 関係が成り立つ。

「効力」の概念は、論理学における「真」の概念に対応する。法の「効力」の概念を論理の「真」の概念と解釈できることについては、その詳細な意味論的基礎付けを既に別なところで行った。（例えば、吉野一「法的知識の構造解明と法律知識ベースの構築に関する調査研究報告書」平成3年3月、機械システム振興協会刊、60-64頁）

法命題が効力があるとき、すなわち、真であるとき、法命題が記述する事態が実際あると考えられる。

法命題の効力は、人、時間、場所および事項に関して絶対的または相対的に定められる。場所の基準は、どの場所にいる人あるいはどの場所で生じる事項として記述され得るので、「場所」は「人」または「事項」の概念に還元して記述することができる。したがって、人、時間および事項が法命題の効力の基準である。

法の世界では法命題の「効力の変動」が記述される。それに対応して「効力の変動」を述語で表現することができる。すなわち、「効力発生」、「効力消滅」等である。「効力」自体の定義はなされていない。

5. 1. 3. 3 推論規則

推論規則は数理論理学の推論規則と同一のものである。法的推論のために数理論理学の推論規則以上の特別のものは必要としない。(これまでの法論理、義務論理の多くの研究は規範のための特別の論理の構築に努力してきたが。)

5. 1. 4 法的知識の表現形式

法的知識は述語論理式で適切に表現され得る。

筆者は、述語論理式の短縮表現形として、複合的述語論理式を開発した。複合的述語論理式については既に別のところで論述した(例えば、前掲書10-11頁)。また後述のところを参照(5. 2章他)。これによって複雑な法的事態が詳細に表現できるとともに、その知識表現が法律家に理解し易いものとなっている。

5. 1. 5 法命題の構造

5. 1. 5. 1 要素法命題の内部構造

要素法命題は一つ概念に対応する。その内部構造は、格文法の格に対応する構造を有する。例えば、「到達」という出来事を表す概念は次のように表現されるような内部構造を有する。

到達(id1, [obj:id2, tim:1117, goa:'Anzai'])

これは「id2という名を持つべきオブジェクトが時点11月17日にゴール'Anzai'に到達した」という事実を表現する。id1はこの特定の到達という出来事に対して与えられた識別記号である。

5. 1. 5. 2 法的事実を表す法命題の論理構造

法的事実を表す法命題は、単称要素法命題またはその連言で構成される複合命題で表現される。

例えば、

「Anzaiの申込に対するBernardの承諾がAnzaiに11月17日に到達した」という事実は次のように表現され得る構造を有する：

到達(id1, [obj:id2, tim:1117, goa:'Anzai']) &

承諾(id2, [agt:'Bernard', obj:id3, goa:'Anzai']) &

申込(id3, [agt:'Anzai', obj:_, goa:'Bernard',]).

5. 1. 5. 3 法的規則を表す法命題の論理構造

法的規則(ルール)は、要件-効果のif-then形式の構造を有する。要件と効果を結び付ける論理語は実質的含意記号である。例えば、国際統一売買法18条

に数理
義務

は下のように形式化される構造を有する。
18条：「申込に対する承諾が到達したときに、申込に対する承諾の効力が生じる」

、複合
- 1 1
事態が
ってい

効力発生(U, [obj:X, tim:T]) ←
到達(X, [obj:Y, tim:T, goa:A]) &
承諾(Y, [agt:B, obj:Z, goa:A]) &
申込(Z, [agt:A, obj:_, goa:B,])

応する
現され

要件一効果の法的規則の内部構造をさらに分析すると、次のことが言える。人間の行為の義務的様相について記述する規則と規則の効力について記述する規則がある。前者は義務的規範、後者は効力規範と呼ぶことができる。前者は直接義務について記述するのでオブジェクト規範、後者は規則について記述するのでメタ規範と呼ぶこともできる。

義務的規範を構成する要素は、規範主体、すなわち規範の名宛人、規範客体、すなわち、行為、そして義務的様相、すなわち、義務、禁止および許可である。規則の効果部において規範主体と規範客体が義務的様相表現で限定される。要件部においては規範主体と規範客体が何か記述される。

、An-
事に

効力規範を構成する要素は、規則とその効力の範囲と変動である。効力の変動は、その発生、変更および消滅である。変更は、発生と消滅に還元される。効力規範は規則の効力を規律する。それは義務規範の効力ばかりでなく、効力規範の効力も規律する。しかし、最終的には義務規範の効力を定めることにより、ある時点ある地域においていかなる義務的事態が成り立っているかを確定するのである。

複合命

義務規範と効力規範の他に、定義規範あるいは説明規範と呼び得る規範がある。これは、義務規範あるいは効力規範において登場すべき規範主体あるいは規範客体の概念を定義あるいは説明する規範である。これによって、誰あるいはいかなる組織のいかなる行為が義務づけられているか（義務規範の場合）が、より詳細に記述され得る。あるいは、誰あるいはいかなる組織が規則を有効に定立することができるか（効力規範の場合）が、より詳細に記述され得る。

5. 1. 5 4 法命題結合の構造

件と効
去18条

成り立っている法命題は、連言によって論理的に結合される。義務規範どうし、また効力規範どうし、そして義務規範と効力規範の結合も同様である。オブジェクト規範とメタ規範も同次元のレベルで論理的に結合している。
複数の法命題を塊として把握してそれに一つの名を与えることが行われる。例えば、「民法典」はそれである。（また「津市地鎮祭訴訟大法廷判決」もその場合に当たる。）これらを複合的法命題と呼ぶことができる。複合的法命題の実益は、複合的法命題について成り立つことが、その構成要素である個々の法命題について成り立つので、思考経済に寄与する点にある。例えば、民法典を廃止する

たとえば、民法典の個々の条文の廃止について記述しなくても、ここの条文は効力を喪失する。

5. 1. 6 法的推論——法命題の展開

事例が与えられ、それに対する法的判断を行う必要が生じたとき、法的知識が適用され、法的推論が行われる。法的推論のとき、いわば眠っていた法的知識が目目を醒まし機能するのである。

法的推論は、法命題の展開過程と理解することができる。法的推論には正当化の推論と発見の推論がある。法的推論が法命題の展開過程であるということは、両者について当てはまる。正当化の推論では、得られた結論を正当化するために、それを論理的演繹的に証明するために用いることのできる諸法命題が見つけれ、それらからの論理的演繹のパスが確認される。この論理的証明のパスのなかで適用された法命題は、いわば眠っていたのが目を醒ましたのである。諸法命題が正当化の推論において論理的証明のパス上に展開されたのである。発見の推論は、決定としての法命題の発見とこの決定（結論）を正当化するために欠けている法命題の発見との二つの側面で行われる。いずれにせよ、この法命題の発見は、仮説的な法命題の定立を伴う。この法命題の定立過程も法命題の展開過程と呼ぶことができる。

欠けている法命題の発見の推論をもう少し分析してみよう。この推論は、次の二つの側面において行われる。

- ①諸法命題を補充・修正して法的演繹的体系を構築する、
- ②与えられた事例を解決するために必要な法規の解釈あるいは類推適用を行う。

上述のうち、①はむしろ事例が与えられる前に行われておくべきものであり、②は与えられた事例に即して行われるべきものである。法規の解釈は、法規の法律要件の概念を具体的事例の概念に近づけること、すなわち、具体化である。法規の法律要件を後件、事件の事実の記述を前件とするような、条件式を定立することである。この場合、後者は前者に包含される。法規の類推適用は、このような包含関係が成り立たないとき、行われ、事件の事実を要件とし、法規の法律効果を効果とするような新しい法的規則を定立することである。